

厚岸町規則第17号

厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則

厚岸町定数外職員取扱規則（平成23年厚岸町規則第30号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項を次のように改める。

臨時職員の年次有給休暇は、その任用期間の所定勤務日の8割以上を勤務することを基本として、次の表に掲げる区分に応じた日数を付与する。

勤務形態等		任用期間				
		4月未満	4月	4月を超え5月以下	5月を超え6月以下	6月を超える
第1種		0日	3日	4日	5日	10日
第2種	1週間当たりの所定勤務時間が30時間以上の場合	0日	3日	4日	5日	10日
	1週間当たりの所定勤務時間が30時間以上、かつ1週間当たりの所定勤務日が5日以上又は1年間当たりの所定勤務日が217日以上の場合	0日	3日	4日	5日	10日
	1週間当たりの所定勤務時間が30時間以上、かつ1週間当たりの所定勤務日が4日又は1年間当たりの所定勤務日が169日以上217日未満の場合	0日	2日	2日	3日	7日
	1週間当たりの所定勤務時間が30時間以上、かつ1週間当たりの所定勤務日が3日又は1年間当たりの所定勤務日が121日以上169日未満の場合	0日	1日	2日	2日	5日
	1週間当たりの所定勤務時間が30時間以上、かつ1週間当たりの所定勤務日が2日又は1年間当たりの所定勤務日が73日以上121日未満の場合	0日	1日	1日	1日	3日

間 未 満 の 場 合	以上121日未満の場合					
	1週間当たりの所定勤務日が1日又は1年間当たりの所定勤務日が48日以上73日未満の場合	0日	0日	0日	0日	1日
	1年間当たりの所定勤務日が48日未満の場合	0日	0日	0日	0日	0日

第29条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前の次の1項を加える。

4 使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる臨時職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 第1種臨時職員 7時間45分

(2) 第2種臨時職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数

第29条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 臨時職員の任用期間が6月を超え、その次の年度以降においてそれぞれの年度の所定勤務日の8割以上を勤務することが見込まれる場合の年次有給休暇は、前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる区分に応じた日数を付与する。

勤務形態等		年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
第1種		11日	12日	14日	16日	18日	20日
第2種	1週間当たりの所定勤務時間が30時間以上の場合	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	1週間当たりの所定勤務日が5日以上又は1年間当たりの所定勤務日が217日以上の場合	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	1週間当たりの所定勤務日が4日又は1年間当たりの所定勤務日が169日以上217日未満の場合	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	1週間当たりの所定勤務日が3日又は1年間当たりの所定勤務日が121日以上169日未満の場合	6日	6日	8日	9日	10日	11日

30時間未満の場合	1週間当たりの所定勤務日が2日又は1年間当たりの所定勤務日が73日以上121日未満の場合	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1週間当たりの所定勤務日が1日又は1年間当たりの所定勤務日が48日以上73日未満の場合	2日	2日	2日	3日	3日	3日
	1年間当たりの所定勤務日が48日未満の場合	0日	0日	0日	0日	0日	0日

第44条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、当該非常勤職員の勤務日ごとの勤務時間の時間数をもって1日とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第39条関係）

非常勤職員賃金表

職名又は職種	勤務の内容、箇所等	賃金月額
主事	一般事務	95,000円以内
清掃員	役場庁舎	81,700円以内
夜警員	役場庁舎	149,600円以内
保険税徴収員	役場庁舎	144,270円以内
簡易郵便局員	門静簡易郵便局	85,680円以内
介護認定調査員	保健福祉総合センター	124,200円以内
児童厚生員	児童館	116,400円以内
児童クラブ指導職員	児童館	116,400円以内
子育て相談員補助員	子育て支援センター	116,400円以内
管理人兼指導員	木工センター	172,800円以内
	森林センター	109,500円以内
	酪農ふれあい館	109,500円以内
補助員	水鳥観察館	109,500円以内

	文化財調査	64,000円以内
作業員	カキ種苗センター	70,000円以内
栄養士	学校給食センター	125,300円以内
調理師	学校給食センター	117,300円以内
調理員	学校給食センター	101,700円以内
公務補	小中学校	133,400円以内
司書	情報館	155,600円以内

備考 任命権者は、この表に定める額の範囲内において非常勤職員の勤務の内容、資格免許、勤務時間数等を考慮して当該非常勤職員の賃金を決定するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。